

(1) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- ・ 本年度、S I I に製品登録されていること。※¹
なお、「令和6年度 Z E H 支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。
- ・ 蓄電システムの導入価格（設備費＋工事費・据付費※²）が、蓄電容量1 k W h あたり1 2 . 5 万円以下であること。※³
- ・ 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。

Z E H + の選択要件である①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置として蓄電システムを導入する場合は、初期実効容量5 k W h 以上であること。

<導入目的>

再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。

<接続及び運用の要件>

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。

（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）

※1 本事業の補助対象機器（蓄電システム）一覧は、Z E H W e b で随時公表する。

U R L : <https://zehweb.jp/registration/battery/>

※2 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

※3 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。

ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1 k W あたり2 万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる）